令和5年3月23日 東北地方整備局

マンション管理業者に対する監督処分について

朝日ハウズィング株式会社に対して、マンション管理適正化法に基づく指示を行いました。

本日、東北地方整備局は、マンション管理業者である朝日ハウズィング株式会社に対して、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、マンションの管理組合に損害を与えたことについて指示を行いました。

詳細については、別添資料のとおりです。

<取扱い> 令和5年3月23日 15時30分 解禁

〈配布場所〉 宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会

く問い合わせ先>

国土交通省 東北地方整備局 電話 022-225-2171 (代表)

建政部 建設産業課 課長 鈴木 学 (内線6141)

課長補佐 石橋 康昭 (内線6152)

マンション管理業者に対する監督処分について

本日、国土交通省東北地方整備局長は、朝日ハウズィング株式会社に対して、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下「法」という。)の規定に基づき、監督処分を下記のとおり行った。

記

1. 処分の内容

法第81条の規定に基づく指示処分

- (1) 今回の行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
- ① 今回の行為の内容及びこれに対する処分内容について、役員並びに同社の従業員全てに対し、速やかに周知徹底すること。
- ② 法や関係法令等の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、 役員並びに同社の従業員全てに対し、継続的に実施すること。
- ③ 日常の業務運営に関しての調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備 に努めること。
- ④ 今回の行為を踏まえ、適切な再発防止策を策定し、継続的に実施すること。
- (2) 前項各号について講じた措置(前項に係る措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。)を令和5年4月21日までに文書をもって報告すること。 また、令和6年3月22日までの1年間においては、半年毎に当該措置の実施状況を報告すること。

2. 処分理由

複数の管理組合において、被処分者の元従業員が管理組合の財産を着服により毀損させ、当該管理組合に損害を与えた。このことは、法第81条第1号に該当する。

(参考) 朝日ハウズィング株式会社

宮城県仙台市青葉区国分町3-5-7 代表取締役 岩崎 隆夫 国土交通大臣(5)第021115号